

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条第二項及び第三項並びに第七条第二項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定めるもの及び療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第七条第三項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する告示について（概要）

令和5年11月
厚生労働省
こども家庭庁

1. 改正の趣旨・概要

- 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令の一部を改正する命令（令和5年内閣府・厚生労働省令第8号。以下「改正命令」という。）の施行に伴い、必要な改正を行うもの。

2. 根拠条項

- 改正命令による改正後の療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和51年厚生省令第36号）第一条第二項並びに附則第三条の3第1項並びに第四条の2第1項及び第2項

3. 適用期日等

- 公布日：令和5年11月30日
- 適用期日：令和6年4月1日